

福井医療大学大学院学位授与規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び福井医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第35条の規定に基づき、福井医療大学大学院（以下「本大学院」）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(学位の種類)

第2条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

- (1) 保健医療学研究科保健医療学専攻博士前期課程 修士（保健医療学）
- (2) 保健医療学研究科保健医療学専攻博士後期課程 博士（保健医療学）

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、学則第34条の規定に基づき、本大学院の修業年限以上在学し、所定の要件単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、修士論文を提出し、その審査に合格した者に授与する。

- 2 博士の学位は、学則第34条の規定に基づき、本大学院の修業年限以上在学し、所定の要件単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、博士論文を提出し、その審査に合格した者に授与する。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文の審査を申請する者は、論文審査申請書に所定の書類を添えて、研究指導教員の承認を得て、研究科会議に提出するものとする。

(論文審査会)

第5条 学位論文の審査は、研究科会議に設ける論文審査会において、論文審査委員がこれを行う。

- 2 論文審査委員には主任審査委員（主査）を置き、ほかに副審査員（副査）2名を加えることとする。
- 3 学位論文審査基準については、別に定める。

(最終試験)

第6条 学位に関する最終試験は、論文審査委員が行う。

- 2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある学問領域にわたる試問の方法によりこれを行う。
- 3 最終試験は口頭試問による。

(論文審査会の報告)

第7条 論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、すみやかに論文審査の要旨に最終試験の成績を添え、研究科会議に文書で報告する。

(審議及び審議結果の報告)

第8条 研究科会議は、前条の報告に基づき、論文審査会の審査結果について審議する。

(学位の授与)

第9条 学長は、前条の報告に基づいて学位授与の可否を決定し、学位を授与することが決定した者に対しては、所定の学位記を交付するものとする。

2 学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知する。

(学位名称の使用)

第10条 本大学院の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「福井医療大学」と明記するものとする。

(博士論文の公表)

第11条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係わる論文をインターネット利用により、公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表されているときは、この限りではない。

(学位授与の取消)

第12条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、研究科会議の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(博士学位授与報告)

第13条 本学は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3ヶ月以内に、学位授与報告書を文部科学省に提出するものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究科会議及び大学運営会議の議を経て、理事会の承認を得た上で、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。